

北陸地域の自治体による景観保全・創造 に関するアンケート調査

～ 79%の自治体が「景観法」に関心、景観づくりに
伴う「地域イメージ向上・確立」や「経済効果」も期待～

2004年12月
日本政策投資銀行北陸支店

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 1 . 調査内容..... | 2 |
| 2 . 調査結果の概要（要旨） | 4 |
| 3 . アンケート回収結果（設問別分析） | 7 |
| 4 . アンケート回答結果（クロス集計）..... | 22 |
| 5 . アンケート回答結果（県別集計）..... | 30 |
| 6 . アンケート回答結果（規模別集計）..... | 35 |
| 7 . アンケート調査票 | 38 |

1 . 調査内容

(1) 目的

2004年12月17日、良好な景観保全・創造を目指す「景観法」が施行される。景観法が6月に成立して以降、全国各地で「景観」への意識が高まりつつある。バブル崩壊以降、経済成長を前提とした開発主義的思想が崩れる中で、相対的に重視されてこなかった都市の資産（景観・文化・伝統・環境など）が評価され始めていることが背景にある。良好な景観形成に力を入れ、地域イメージの向上や観光客増加を果たした自治体の都市政策（＝景観づくり）に注目が集まっている。一方で、「国立マンション訴訟」のように景観をめぐる住民と事業者の対立も景観への意識を高めている。

本アンケート調査は、こうした景観にかかる全国的な動きのなかで、北陸地域の自治体がどのように景観法の活用や景観保全・創造へ向けた取り組みを実施、検討しているかをアンケート調査し、良好な景観形成のための課題の把握やアイデア創出を目的に実施した。

(参考)

景観法は、良好な景観を「国民共通の資産」と位置づけ、自治体が「景観計画」を策定して、「景観地区」や「景観計画区域」を指定し、建築物の「色、意匠、用途、高さ」などに規制をかけるものである。景観条例では困難であった強制力（変更命令や罰則）を持たせることも可能な点が、景観法の大きな特徴である。一方、景観法を活用する自治体にとっては、美しい景観の価値観共有や基準づくりの難しさ、住民などの私権制限への抵抗感などが課題となる。

(2) 調査方法

調査対象 北陸地域（富山県・石川県・福井県）における自治体3県27市54町16村計100団体

調査時点 2004年11月1日

実施方法 書面郵送によるアンケート

回答状況 回収率62%（県市80%、町村54%）

(回答状況内訳)

| | | 北陸3県 | 富山県 | 石川県 | 福井県 |
|----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 合計 | 回答数 | 62 | 19 | 20 | 23 |
| | 回答率 | 62.0% | 67.9% | 54.1% | 65.7% |
| | 全体数 | 100 | 28 | 37 | 35 |
| 県市 | 回答数 | 24 | 9 | 7 | 8 |
| | 回答率 | 80.0% | 81.8% | 70.0% | 88.9% |
| | 全体数 | 30 | 11 | 10 | 9 |
| 町村 | 回答数 | 38 | 10 | 13 | 15 |
| | 回答率 | 54.3% | 58.8% | 48.1% | 57.7% |
| | 全体数 | 70 | 17 | 27 | 26 |

2 . 調査結果の概要 (要旨)

(景観法への意識)

- ・ 「景観法に非常に関心がある」と25.8%の自治体が回答し、「少し関心がある」の53.2%とあわせると79.0%の自治体が景観法に関心を示した。国土交通省が7月に発表した調査¹と比較した場合、北陸地域の自治体による景観法への関心は比較的高いといえる。
- ・ 景観法の活用可能性については、「活用する意向」が16.1%、「活用を検討したい」が37.1%、「活用する意向はない」が4.8%であったが、「どちらとも言えない」が41.9%と最も多かった。景観法の内容や効果を十分把握できず、他自治体などの活用事例や動向を見極めたいとする自治体が多いことが背景にあると推測される。
- ・ なお、「景観法への関心」、「景観法の活用意向」とともに、県市レベルの自治体の方が町村レベルの自治体よりも、高い関心と活用意向があったとした比率が高い。
- ・ また、景観法は景観条例と異なり変更命令や工事差し止めなどの命令を出せる強制力を持たせることが可能となる。しかし、私権を制限することになる「景観計画」の策定や「景観地区」、「景観計画区域」の指定を、具体的にどこまで実施するか、自治体にとって判断が難しい状況にあるとも推測される。つまり、景観に対する考え方は各人により様々であり、「何が美しい景観か」の基準設定や合意形成は難しい。このため、景観法を活用する場合、地域住民が最低限価値を共有できるレベルからコンセンサスを形成し、景観法活用に着手する考え方が現実的であろう。

(今後の景観づくりへの意識)

- ・ 今後、良好な景観形成に「力を入れていく」が25.8%、「ある程度配慮していく」が59.7%、これらをあわせると85.5%と、相当数の自治体が今後の景観づくりへの配慮を示している。これまで良好な景観形成に「力を入れてきた」が17.7%、「ある程度配慮してきた」が32.3%、これらをあわせた50.0%から大幅な増加となり、北陸地域において「景観」のキーワードの意識が高まっていると思われる。なお、県市レベルの自治体の方が町村レベルの自治体よりも、今後、良好な景観形成に力を入れていくとした比率が高い。
- ・ 今後、良好な景観形成への取り組みを行う場合に重視する点として、44自治体が「良好な景観は地域住民共通の資産であるとの認識」をあげており、景観をコモンズ(社会的共通資本)として捉える意識を確認することができた。次いで、39自治体が「良好な景観形成に伴う地域イメージの向上や確立を期待」、21自治体が「良好な景観形成に伴う経済効果に期待(特に観光客増加、交流人口拡大、商店街売上増加など)をあげた(3つまで複数回答可とした設問)。
- ・ これまでの景観形成は、歴史的、文化的資産や環境などは住民共通の資産であるというコモンズ的な考え方が大勢を占めていたといえよう。一方、「地域イメージの向上や確立を期待」は地域の個性を活かしたまちづくりへの意欲、「経済効果に期待」は景観整備に伴う観光客増加や交流人口拡大といった各地の成功事例を踏まえたものと推測される²。
- ・ このような観点でいえば、北陸地域では、例えば金沢市が成功事例としてあげられよう。金沢市は、景観をコモンズと捉え、早くから良好な景観の形成保全に力を入れてきた。近年、金沢モデルとも呼ばれる「都市政策=景観づくり」が地域内外から高い評価を得ているが、地域共通の資産として景観を整備してきたことが「地域イメージ=金沢らしさ」を確立し、さらに「観光客などの面での経済効果」をもたらす好循環を実現している。

¹ 国土交通省が7月に「景観法活用意向アンケート調査(全国すべての3,169自治体が対象、回収率100%、調査時点2004年6-7月)」を発表。景観法に関心を示したのは63.7%で、内訳は「非常に関心がある」が15.5%、「一部について関心がある」が48.2%。

² 景観法のなかでも、「良好な景観は、観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を担うものである」との文言がある。

- ・ 一方、こうした成功事例を踏まえれば、「良好な景観形成は1、2年の短期的な取り組みではなく、5-10年単位の中長期的な戦略的なかで実施していく必要がある」といえよう。また、経済効果には、観光客増加、交流人口拡大、商店街売上増加などのフロー効果に加え、狭義では特定地区の資産価値増加、広義では都市全体の価値増加といったストック効果の2つの側面があると考えられる。
- ・ 今後の良好な景観形成を主導する主体（＝プレーヤー）はどうあるべきかについては、「行政と住民の協働」が71.0%、「住民主導」が24.2%で、「行政主導」と回答した自治体は皆無であった。これまでの主体については、「行政主導」が46.8%、「行政と住民の協働」が19.4%、「どちらとも言えない」が12.9%、「主体不在」が9.7%、「住民主導」が6.5%であり、今後の住民側の具体的な取り組みへの期待を読み取ることができる。
- ・ 良好な景観形成へ向けた取り組みを行う場合の課題については、46自治体があげた「地域のコンセンサス」が最も多く、次いで33自治体が「NPOなどの住民組織や住民の具体的活動」をあげた（3つまで複数回答可とした設問）。こうした課題のクリアが、「行政と住民の協働」や「住民主導」実現のための必要条件となろう。
- ・ これまで具体的にどのような地区や分野で、良好な景観形成に力を入れてきたかについては、24自治体があげた「歴史文化保全型」が最も多かった。次いで、15自治体が「自然保全型」、8自治体が「商業地形成保全型」、8自治体が「シンボル・ランドマーク形成保全型」、7自治体が「住宅地形成型」、6自治体が「都心中心部形成保全型」、5自治体が「住宅地保全型」と続いた（3つまで複数回答可とした設問）。歴史文化保全型が最も多い要因は、地域住民の共通資産、公共財としての価値について合意形成が比較的容易であることが背景にあると考えられる。

（まとめ）

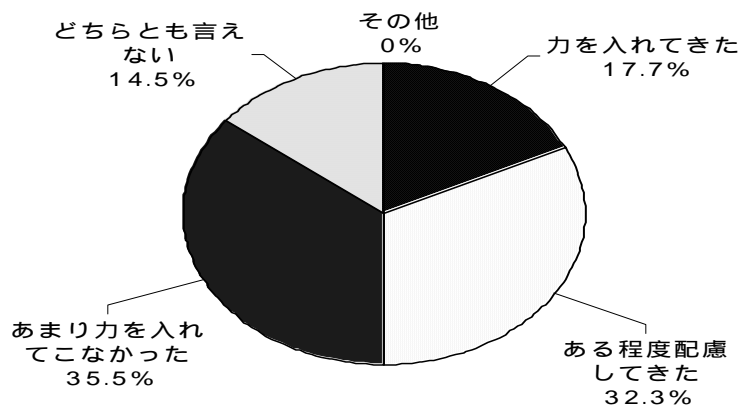
- ・ 北陸地域の自治体による、良好な景観形成への意識は比較的高い。これまでの景観づくりは、景観をテーマに合意形成が比較的容易な歴史的・文化的地区に集中していた側面があるが、今後は、一般的な市街地、商業地、住宅地などにも目を向けて、都市全体の景観づくりの面的な広がりを確保していく必要がある。しかし、そのためには行政側の関与や財源にも限界があり、住民が主体的に動いて合意形成するなど、官民協働や住民主導の景観づくりが欠かせない。そうした官民協働、住民主導の景観づくりにおいて、地域のコンセンサス形成に加え、具体的な住民活動、財源の維持確保などの面でも、斬新なアイデアが生まれることが期待される。また、景観づくりが住民主導型に重心を移していくなかで、住民のモチベーションやインセンティブにも考慮していく必要がある。このため、景観は住民共通の資産であるとの認識とともに、景観づくりに伴う地域イメージ向上や確立、経済効果も意識したアプローチが期待される。
- ・ 近年、経済成長を前提とした開発主義的思想が崩れるなかで、これまで相対的に重視されてこなかった都市の資産（景観・文化・伝統・環境など）が評価され始めている。戦略的に景観づくりを進めてきた自治体は、「都市の魅力」に加え、観光客増加など「経済効果」の面も含めて評価され注目を集めている。こうしたなか、景観法は、景観施策に法的根拠を与えた点で、大きな前進であり評価できると考える。今後、景観法をどのように活用していくか、まちづくりにどのように景観の要素を織り込んでいくかが、都市の魅力や活力を大きく左右すると考える。

3 . アンケート回答結果 (設問別分析)

(1) これまでの御自治体による「良好な景観形成」へ向けた取り組みについて教えてください。

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。(1つのみ選択)

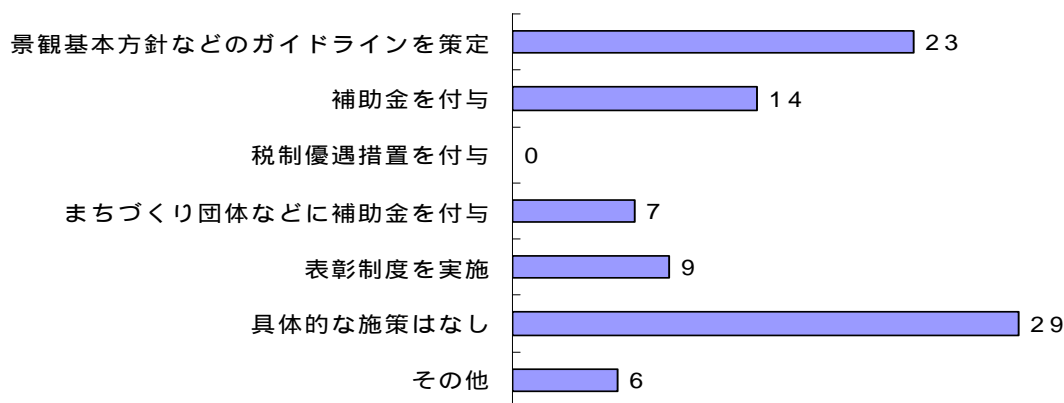
- 景観形成に力を入れてきた。
- 景観形成にある程度配慮してきた。
- あまり景観形成に力を入れてこなかった。
- どちらとも言えない。
- その他()



- ・ これまで良好な景観形成に「力を入れてきた」が11自治体(17.7%)、「ある程度配慮してきた」が20自治体(32.3%)、これらをあわせると31自治体(50.0%)となり半数の自治体が、まちづくりに景観の要素を織り込んできたことがうかがえる。
- ・ 31自治体の内訳を見ると、県もしくは市が24自治体のうち14自治体(14自治体のうち「力を入れてきた」が7自治体、「ある程度配慮してきた」が7自治体)、町もしくは村が38自治体のうち17自治体(17自治体のうち「力を入れてきた」が4自治体、「ある程度配慮してきた」が13自治体)であった。

Q2 これまでの御自治体の良好な景観形成のための具体的な取り組みを教えてください。（複数回答可）

景観基本方針、建築行為に関するガイドラインなどを策定。
 景観形成に寄与する事業・建築物に補助金を付与。
 景観形成に寄与する事業・建築物に税制優遇措置を付与。
 景観形成に尽力するTMO、NPO、まちづくり団体などに対して補助金を付与するなどして支援。
 景観に関する表彰制度を実施。
 具体的な施策はなし。
 その他（ ）



（その他回答）
 漁村まちなみ・海岸美の維持保全、 「県景観形成指導要綱」大規模建築物等景観形成基準を適用、 植樹・植栽・フラワーボット等設置への支援、 景観形成重要地域の指定など。
 1自治体が無回答

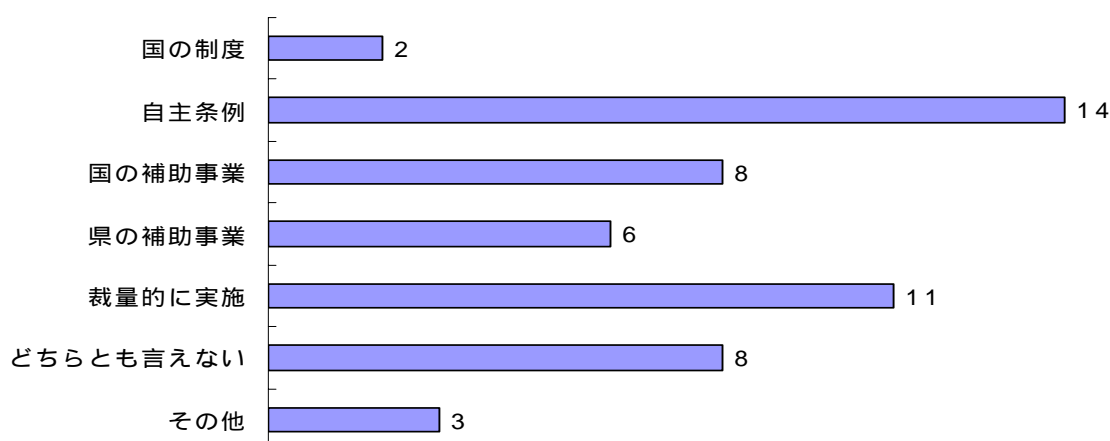
- 具体的な取り組みとしては、「景観基本方針やガイドラインの策定」（23自治体）、「補助金」（14自治体）、「表彰制度」（8自治体）、「まちづくり団体などへの補助金」（7自治体）といった施策を活用している。こうした取り組みは、自治体の自主条例である景観条例のなかで定められる主な内容でもある。

（景観条例に定められる主な内容）

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成方針 ・ 景観形成基本計画 ・ 景観形成地区又は重点地区 ・ 景観形成基準、修景ガイドライン ・ 景観審議会 ・ 建築物等の届出制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観上重要な建築物の指定 ・ 景観審議会等の市民組織の認定 ・ 補助、助成（建物等のハード） ・ 補助、助成（市民活動等のソフト） ・ 景観アドバイザー、専門家派遣制度 ・ 景観に関する表彰制度 |
|---|--|

Q3 これまで、御自治体がQ2の具体的な取り組みを行う際にご活用してきた制度等を教えてください。(複数回答可)

重要伝統的建造物群保存地区制度などの国の制度。
 景観条例などの自主条例。
 国の補助事業。
 県の補助事業。
 適宜、裁量的に具体的な取り組みを実施。
 どちらとも言えない。
 その他 ()

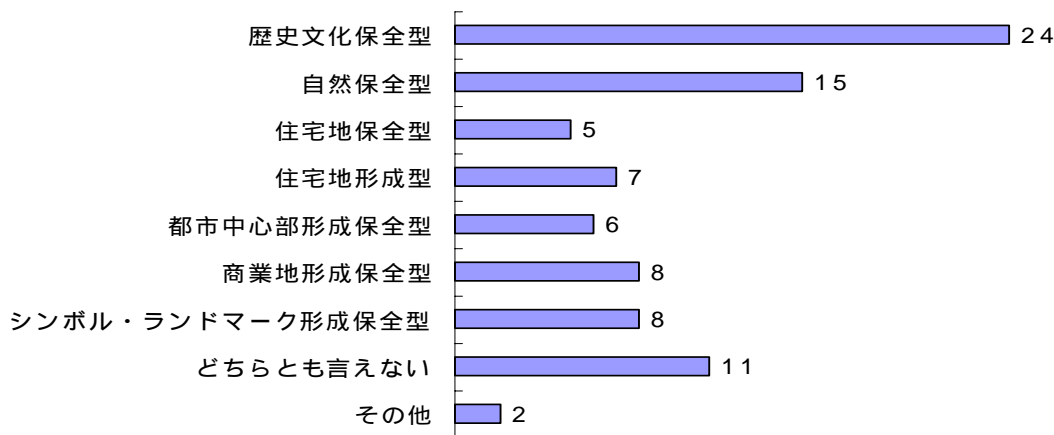


(その他回答)
 地区計画による規制 「県景観形成指導要綱」大規模建築物等景観形成基準を適用、特に取り組んでいない。
 20自治体が無回答

- ・ 景観形成の具体的な施策を行う際にご活用する制度としては、「景観条例などの自主条例」(13自治体)、「国の補助事業」(8自治体)、「県の補助事業」(6自治体)の活用のほか、「適宜、裁量的に具体的な取り組みを実施」(11自治体)をしている自治体が多かった。
- ・ 景観条例は財産権との関係で法的拘束力がなく、住民側の良好な景観形成へ向けたモチベーションやインセンティブとしては、限界があることは否定できない。

Q4 これまで、御自治体は具体的にどのような地区や分野で力を入れて取り組んできたか、下記タイプでいえばどのタイプにあてはまるか教えて下さい。（3つまで複数回答可）

歴史文化保全型（既存の良好な歴史的・文化的な街並み・景観を保全）。
 自然保全型（既存の良好な自然景観を保全）。
 住宅地保全型（既存の住宅地における良好な景観を保全）。
 住宅地形成型（新規の住宅開発等に合わせ良好な景観を形成）。
 都市中心部形成保全型（都市の中核機能が集積するような中心部において良好な景観を形成保全）。
 商業地形成保全型（商店街などの商業地区の街並み・景観を形成保全）。
 シンボル・ランドマーク形成保全型（大通りなどのシボルの景観、ランドマーク的建築物を形成保全）
 どちらとも言えない。
 その他（ ）



(その他回答)

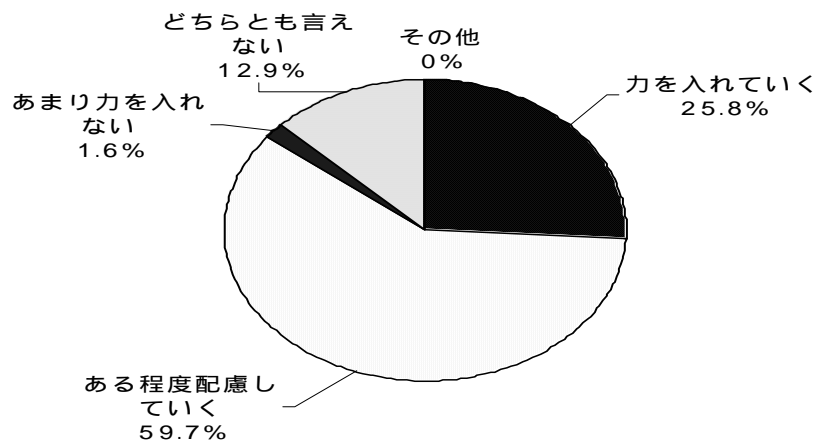
幹線道路軸を推進地域として景観保全に取り組んでいる、緑化推進型。
 7自治体が無回答

- ・ 良好な景観研成を図る場合の具体的な地区や分野をタイプ別した場合、「歴史文化保全型」（24自治体）が最も多く、「自然保全型」（15自治体）、「商業地研成保全型」（8自治体）、「シンボル・ランドマーク形成保全型」（8自治体）、「住宅地研成型」（7自治体）、「都心中心部研成保全型」（6自治体）、「住宅地保全型」（5自治体）と続いた。
- ・ 歴史文化保全型が最も多い要因は、地域住民の共通資産、公共財としての価値について、合意形成が比較的容易であることも背景にあると考えられる。

(2) 今後の御自治体による「良好な景観形成」へ向けた取り組みについて教えてください。

Q5 今後、御自治体の良好な景観形成へ向けた方向性を教えてください。(1つのみ選択)

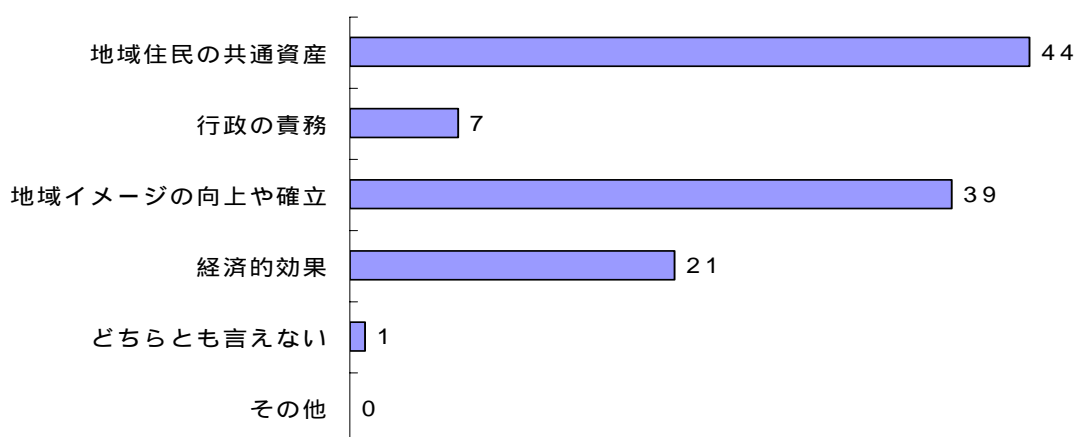
- 景観形成に力を入れていく。
- 景観形成にある程度配慮していく。
- あまり景観形成に力を入れない。
- どちらとも言えない。
- その他()



- ・ 今後、良好な景観形成に「力を入れていく」が16自治体(25.8%)、「ある程度配慮していく」が37自治体(59.7%)、これらをあわせると53自治体(85.5%)と、相当数の自治体が今後の景観づくりへの配慮を示している。
- ・ 53自治体の内訳を見ると、県もしくは市レベルが24自治体のうち24自治体(24自治体のうち「力を入れていく」が11自治体、「ある程度配慮していく」が13自治体)、町もしくは村が38自治体のうち29自治体(29自治体のうち「力を入れていく」が5自治体、「ある程度配慮していく」が24自治体)と、県市レベルの自治体の方が、今後の景観への意識が高い状況にある。
- ・ これまで良好な景観形成に「力を入れてきた」(11自治体 17.7%)、「ある程度配慮してきた」(20自治体 32.3%)をあわせた31自治体(50.0%)から大幅な増加となり、行政や地域において「景観」のキーワードの意識が高まっていると思われる。背景には、景観法の成立のみならず、経済重視の開発主義的思想が崩れるなかで、これまで相対的に重視されてこなかった都市の資産(景観、文化、伝統、環境など)が評価され始めたことが大きいと思われる。また、全国画一的なまちづくりではなく、地域の個性をいかしたまちづくりにより、観光客増加、地域アイデンティティーの確立などの実績をあげた自治体の都市政策(=景観づくり)が、近年注目されていることも背景にある。

Q6 今後、良好な景観形成へ向けた取り組みを行う場合、御自治体は、どのような点を重視して実施されるか教えて下さい。（3つまで複数回答可）

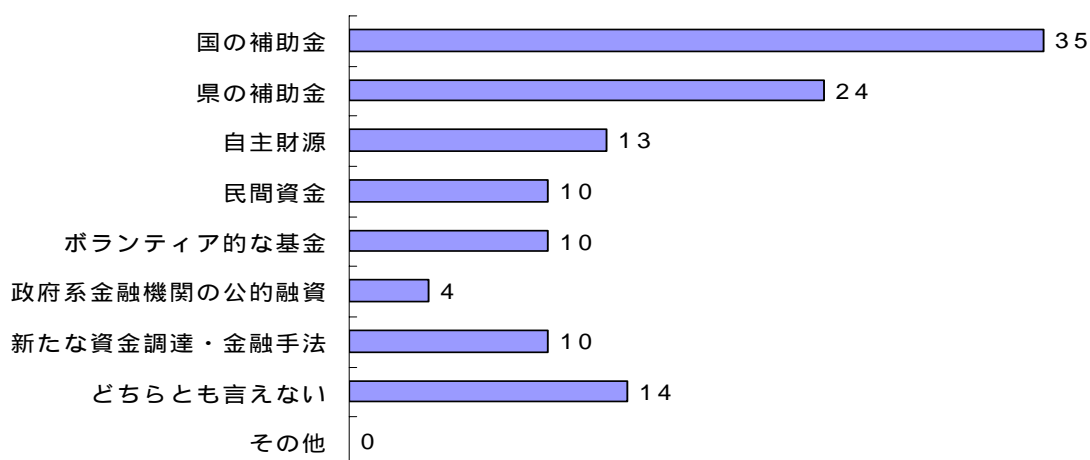
良好な景観は「地域住民の共通資産」であるという考え方。
 良好な景観形成は「行政の責務」であるという考え方。
 良好な景観形成に伴う「地域イメージ」の向上や確立を期待。
 良好な景観形成に伴う「経済的効果」を期待(特に観光客増加、交流人口拡大、商店街売上増加等)。
 どちらとも言えない。
 その他()



- ・ 今後、良好な景観形成への取り組みを行う場合に重視する点としては、「良好な景観は地域住民共通の資産である」（44自治体）が最も多く、景観をコモンズ（社会的共通資本）として認識する傾向がうかがえた。次いで「良好な景観形成に伴う地域イメージの向上や確立を期待」（39自治体）、「良好な景観形成に伴う経済効果に期待（特に観光客増加、交流人口拡大、商店街売上増加など）」（21自治体）となった。
- ・ これまでの景観形成は、歴史文化資産の保存や生活環境の保全といったコモンズ的な考え方に基づいたものであったが、「地域イメージの向上や確立を期待」は、地域の個性を活かしたまちづくりへの意欲、また、「経済効果に期待」は、景観法の条文でも「良好な景観は、観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を担うものである」との文言があるなど、景観整備に伴う観光客増加、交流人口拡大での成功事例を踏まえたものと推測される。
- ・ こうした観点でいえば、北陸地域でも、金沢市が成功事例としてあげられよう。金沢市は、景観をコモンズと捉え、早くから景観形成に力を入れてきた。近年、金沢モデルとも呼ばれる「都市政策＝景観づくり」が地域内外から高い評価を得ているが、地域共通の資産として景観を整備してきたことが、「地域イメージ＝金沢らしさ」を確立し、さらに「観光などの面での経済効果」をもたらす好循環を実現している。
- ・ しかし、こうした成功事例を踏まえれば、「良好な景観形成は1、2年の短期的な取り組みではなく、5-10年単位の中長期的な視野で捉えていく必要がある」と言えよう。また、経済効果には、観光客増加、交流人口拡大、商店街売上増加などのフロー効果に加え、狭義では特定地区の資産価値増加、広義では都市全体の価値増加といったストック効果の2つの側面があると考えられる。

Q 8 今後の良好な景観形成のための財源確保の考え方について教えてください。(3つまで複数回答可)

国の補助金を活用していきたい。
 県の補助金を活用していきたい。
 自治体の自主財源を活用していきたい。
 民間資金を活用していきたい。
 景観基金など住民や地元経済界などによるボランティア的な基金を活用していきたい。
 政府系金融機関の公的融資制度などを活用していきたい。
 既存の資金調達手法ではなく良好な景観形成のための新たな資金調達・金融手法に期待したい。
 どちらとも言えない。
 その他()



1 自治体が無回答

- ・ 今後の良好な景観形成のための財源確保については、「国の補助金」(35自治体)、「県の補助金」(24自治体)が多く、自治体の財政運営難を反映した嗜好となった。しかし、これまで「力を入れてきた」、今後「力を入れていく」とした自治体を中心に「自主財源」(13自治体)が続いた。さらに、「ボランティア的な基金」(10自治体)、「民間資金」(10自治体)、「新たな資金調達・金融手法」(10自治体)、「政府系金融機関の公的融資」(4自治体)と、これまでの財源確保手法ではない新たな手法への期待も上がってきた。
- ・ 米国では、Revolving Fund、Transfer of Development Right、Business Improvement District、コンバージョンなど、歴史的建造物保存を含めた景観づくりが生む資産価値増加やキャッシュフロー創出に着目した、民主導の経済的アプローチが活用されている。日本でも、京都の町家改修に伴う資金調達に証券化スキームの導入が検討されているなど、景観づくりに伴う経済価値を意識したアプローチは今後の課題となろう。

(3) 御自治体の地域内における「景観保全・創造の主体(=プレーヤー)」について教えてください。

Q9 これまでの御自治体の地域内において「良好な景観形成を主導してきた主体(=プレーヤー)」について教えてください。(1つのみ選択)

行政が主導。

まちづくりNPO法人、住民協議会など住民が主導。

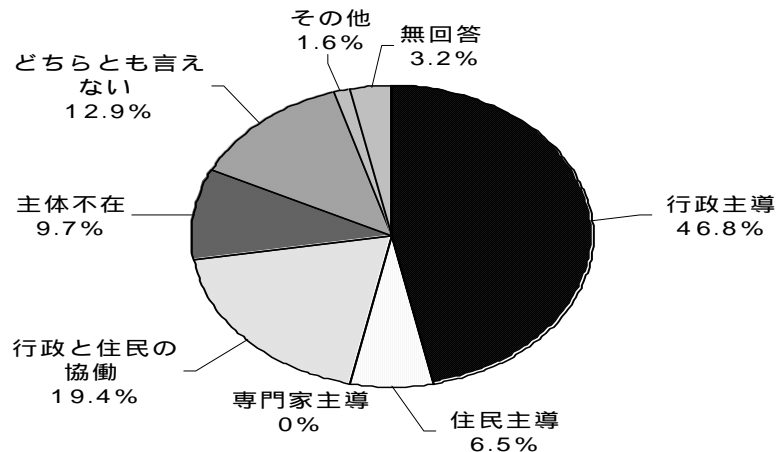
まちづくりコンサルタントなどの専門家が主導。

行政と住民などが協働して進めてきている。

主体が不在。

どちらとも言えない。

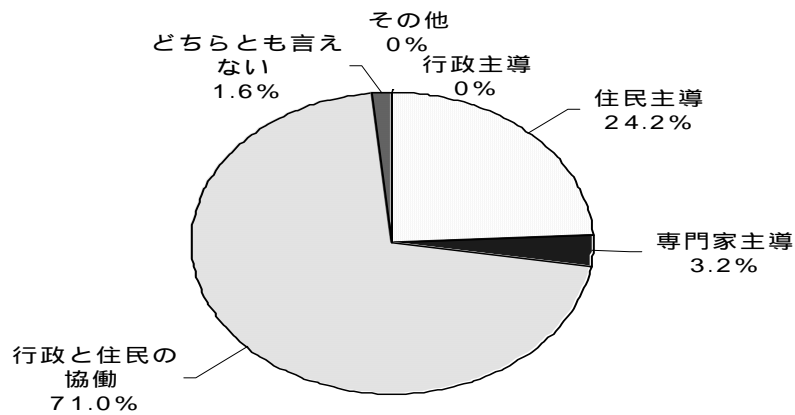
その他()



- ・ 良好な景観形成を主導してきた主体(=プレーヤー)については、「行政主導」が29自治体(46.8%)と約半数を占める結果となった。その他、「行政と住民の協働」が12自治体(19.4%)、「主体が不在」が6自治体(9.7%)、「住民主導」が4自治体(6.5%)となった。
- ・ 行政による景観づくりの中心的施策である景観条例は、行政から住民への「お願い事項」であり、住民の「良識(=理解と協力)」が欠かせない。Q4の通り、良好な景観形成は歴史文化地区に集中する傾向にあるが、これらの地区では合意形成や施策実施が比較的容易であり行政主導が可能であろう。しかし一般的な市街地、商業地、住宅地では、住民が主体的に動いて合意形成を得なければ進まないケースが多く、この点からも行政の関与や主導には限界があると考えられ、住民主導や行政と住民の協働が期待される。

Q10 今後、御自治体の地域内において「良好な景観を形成するための主体(=プレーヤー)」はどうあるべきか教えて下さい。(1つのみ選択)

行政が主導する形が望ましい。
まちづくりNPO法人、住民協議会など住民が主導する形が望ましい。
まちづくりコンサルタントなどの専門家が主導する形が望ましい。
行政と住民などが協働して進める形が望ましい。
どちらとも言えない。
その他()



- ・ 今後の良好な景観形成を主導する主体(=プレーヤー)については、「行政と住民の協働」が44自治体(71.0%)、「住民主導」が15自治体(24.2%)で、「行政主導」と回答した自治体は皆無であった。
- ・ 景観づくりにおける住民側の具体的な取り組みへの期待を読み取ることできる結果となった。Q7では、景観研砕へ向けた取り組みを行う場合の課題として、「地域のコンセンサス」、「住民の具体的活動」が多くあげられたが、こうした課題のクリアも「行政と住民の協働」や「住民主導」実現の必要条件となろう。

(4) 御自治体の「景観法」に対する認識について教えてください。

Q11 御自治体の「景観法への関心」について教えてください。(1つのみ選択)

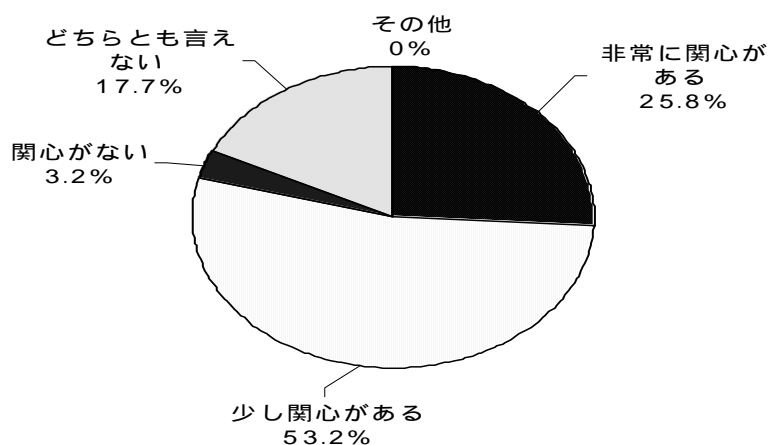
非常に興味がある。

少し興味がある。

関心がない。

どちらとも言えない。

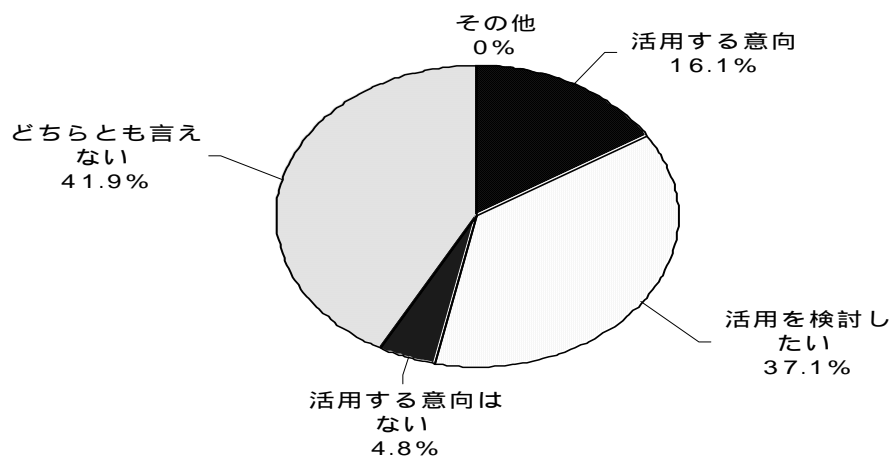
その他()



- ・ 景観法への関心については、「非常に興味がある」が16自治体(25.8%)、「少し興味がある」が33自治体(53.2%)と、景観法に関心を示した自治体はあわせて49自治体(79.0%)と高い割合となった。
- ・ 国土交通省が7月に発表した「景観法活用意向アンケート調査(全国すべての3,169自治体が対象、回収率100%、調査時点6-7月)」では、「非常に興味がある」が499自治体(15.5%)、「一部について興味がある」が1,529自治体(48.2%)と、景観法に関心を示した自治体はあわせて2,020自治体(63.7%)であった。国土交通省がアンケート調査を実施した時点と比較すれば、自治体の景観法への認知度は高まっているとは言え、北陸地域の自治体の景観法への関心は比較的高いといえる。
- ・ なお、景観法への関心は、県市レベルの自治体の方が町村レベルの自治体よりも高い。県市レベルの自治体だけを見ると100%(=24自治体/24自治体)が、「非常に興味がある(12自治体)」もしくは「少し興味がある(12自治体)」とし、一方、町村レベルの自治体は65.8%(25自治体/38自治体)が、「非常に興味がある(4自治体)」もしくは「少し興味がある(21自治体)」としている。

Q12 御自治体の「景観法の活用可能性」について教えてください。(なお、ここでいう「景観法の活用可能性」とは、御自治体が、景観法上の景観行政団体になるなどして(県との連携も含む)、景観計画の策定、景観地区の指定、景観協定の締結、景観重要建築物の指定保全、景観協議会の設置、景観整備機構などを指定することを意味します)(1つのみ選択)

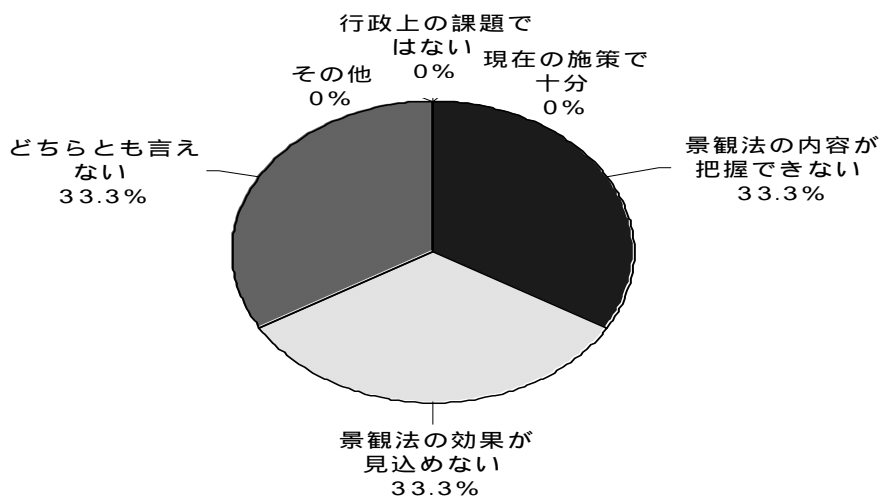
活用する意向。
活用を検討したい。
活用する意向はない。
どちらとも言えない。
その他()



- ・ 景観法の活用可能性については、「活用する意向」が10自治体(16.1%)で、「活用を検討したい」が23自治体(37.1%)、「活用する意向はない」が3自治体(4.8%)であった。一方、「どちらとも言えない」が26自治体(41.9%)と最も多かった。「どちらとも言えない」が多かった理由としては、自治体側が景観法の内容や効果を十分把握できず、他自治体などの活用事例や動向を見極めたいとする自治体が多いことが背景にあると推測される。
- ・ 景観法は景観条例と異なり変更命令や工事差し止めなどの命令を出せる強制力を持たせることが可能となる。しかし、私権を制限することになる景観計画策定や景観地区、景観計画区域の指定、具体的にどこまで実施するか、自治体にとって判断が難しい状況にあるとも推測される。つまり、景観に対する考え方は各人により様々であり、「何か美しい景観か」の基準設定や合意形成は難しい。このため、景観法を活用する場合、最低限価値を共有できるレベルにおいて景観法の活用に着手する考え方が現実的であろう。
- ・ なお、景観法の活用意向は、県市レベルの自治体の方が町村レベルの自治体よりも高い。県市レベルの自治体だけを見ると87.5%(=21自治体/24自治体)が、「活用する意向(8自治体)」もしくは「活用を検討したい(13自治体)」とし、一方、町村レベルの自治体は31.6%(12自治体/38自治体)が、「活用する意向(2自治体)」もしくは「活用を検討したい(10自治体)」としている。
- ・ 前掲の国土交通省の「景観法活用意向アンケート調査」では、「景観法に基づく景観行政団体として、景観計画を策定する意向」が247自治体(10.2%)であった。

Q13 何故、景観法を活用する意向はないか教えてください。(1つのみ選択)

- 現在、良好な景観を保全・創造することは行政上の課題ではない。
- 現在、実施している施策で十分である。
- 景観法の内容が把握できないため。
- 景観法の効果が見込めないため。
- どちらとも言えない。
- その他()



- Q12で「景観法を活用する意向はない」とした3自治体は、理由としてそれぞれ、「景観法の内容が把握できない」、「景観法の効果が見込めない」、「どちらとも言えない」と回答している。

Q14 御自治体が、良好な景観形成を実現するためのポイントや課題と考えられておられることがございましたら、ご自由にご記入下さい。

-
- ・ 景観づくりに関する住民・事業者の意識啓発が重要。
 - ・ 事業者に対する大規模な建築物等への誘導も重要だが、個人住宅や中小建築物が大半を占めることから、住民の景観に対する関心・理解を深めることが重要。住民・事業者・行政が協働で景観まちづくりを進めていくことが課題。具体的には、住民が自発的に活動するとともに、行政はその活動が円滑に行えるよう支援する形がのぞまれる。
 - ・ 住民組織のリーダーの確保が大切。伝統的町家を生活の場として維持しながら、良好な景観をいかにして保存・再生していくかが課題。
 - ・ 違法広告物対策と広告物誘導。幹線道路の無電柱化に莫大な費用がかかる。住民の景観についての意識をどう高めていくかが課題。
 - ・ 個人だけでなく地域で良好な景観形成を支えていくシステムを構築していくことが課題。また、重点地区やモデル地区など、目に見える形で良好な景観形成の事例を示し、意識啓発、参加を促し、景観行政の重要性、効果に対して住民の同意を得ていくことが必要。
 - ・ 伝統的町家を生かしながら、町並み景観や素朴な庶民生活文化が深く受け継がれる環境整備。
 - ・ 良好な景観を守り育てていくためには、市民参加は必要不可欠。また計画実現への最大のポイントは、景観に対する理解と意識の高揚。そのためにも、住民と行政が協働して行うことが重要。景観を一面として捉えるのではなく、経済・産業・環境など多角的に捉え、それらがどうリンクしているかを景観に反映させて持続可能な景観形成を目指していくことが必要。
 - ・ 現時点の自然保全が課題。
 - ・ 家並みを保全する景観形成が課題。空家が所々にあって、その中には廃屋のようにになっているものがあり、その対応が課題。
 - ・ モデル地区(1ha~5ha)を中心に景観行政を行い、住民にとって目に見えて理解しやすい景観形成を図る必要がある。
 - ・ 地域特有の都市構造を生かした景観づくりの推進。美しくわかりやすい景観軸(都市軸)の形成。
 - ・ 行政の課題として、担当部署に景観施策にかかる専任者が必要。
 - ・ 既に形成されているまちなみ等が良好な景観となるような、街路、スペースの整備といったアプローチも必要。現実的には地元住民が、力を入れていけるかにつきる。
 - ・ 行政が景観を保持しようとしても、民間活力による開発意欲や住民の西洋志向が強く一体的な景観形成ができない。
 - ・ 人材育成、美の基準設定。住民が使える制度にするための条例制定や要綱制定。
 - ・ 景観が地域にもたらす恩恵は大きく、地域におけるかけがえのない財産。この財産を守り育てていくのは、地域(人々)であるが、それを導くには行政がリーダーシップを執った気運づくりが必要。景観法を、行政がいかに活用するかどうか、今後の地域活性化のポイント。
-

Q15 良好な景観形成に向けて、日本政策投資銀行などの関係機関への要望、意見などがございましたら、ご自由にご記入下さい。

-
- ・ 地域にあった先進事例の紹介。
 - ・ 融資制度等を事業者等が良好な景観形成に活用しやすいものとしてほしい。
 - ・ 無電柱化に対する助成制度、その採決基準の弾力的運用、融資制度など。
 - ・ 景観形成には長い時間を要する。長期展望という観点から「まちづくり」への理解をお願いしたい。
 - ・ 美しい農村づくりのためのソフト事業をする団体に、政策立案等のアドバイスをお願いしたい。
-

4 . アンケート回答結果 (クロス集計)

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。（1つのみ選択）

Q2 これまでの御自治体の良好な景観形成のための具体的な取り組みを教えてください。（複数回答可）

| Q2 \ Q1 | 力を入れてきた | ある程度配慮してきた | あまり力を入れてこなかった | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|--------------------|---------|------------|---------------|-----------|-----|----|
| 景観基本方針などのガイドラインを策定 | 11 | 10 | 1 | 1 | 0 | 23 |
| 補助金を付与 | 8 | 5 | 1 | 0 | 0 | 14 |
| 税制優遇措置を付与 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| まちづくり団体などに補助金を付与 | 4 | 2 | 0 | 1 | 0 | 7 |
| 表章制度を実施 | 7 | 2 | 0 | 0 | 0 | 9 |
| 具体的な施策はなし | 0 | 6 | 18 | 5 | 0 | 29 |
| その他 | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | 6 |

Q2は、1自治体が無回答

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。（1つのみ選択）

Q3 これまで、御自治体がQ2の具体的な取り組みを行う際にご活用してきた制度等を教えてください。（複数回答可）

| Q3 \ Q1 | 力を入れてきた | ある程度配慮してきた | あまり力を入れてこなかった | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|-----------|---------|------------|---------------|-----------|-----|----|
| 国の制度 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 自主条例 | 9 | 4 | 1 | 0 | 0 | 14 |
| 国の補助事業 | 5 | 2 | 1 | 0 | 0 | 8 |
| 県の補助事業 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 裁量的に実施 | 1 | 6 | 2 | 2 | 0 | 11 |
| どちらとも言えない | 0 | 1 | 3 | 4 | 0 | 8 |
| その他 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 3 |

Q3は、20自治体が無回答

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。（1つのみ選択）

Q4 これまで、御自治体は具体的にどのような地区や分野で力を入れて取り組んできたか、下記タイプでいえばどのタイプにあてはまるか教えてください。（3つまで複数回答可）

| Q4 \ Q1 | 力を入れてきた | ある程度配慮してきた | あまり力を入れてこなかった | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|------------------|---------|------------|---------------|-----------|-----|----|
| 歴史文化保全型 | 9 | 10 | 3 | 2 | 0 | 24 |
| 自然保全型 | 2 | 8 | 4 | 1 | 0 | 15 |
| 住宅地保全型 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 5 |
| 住宅地形成型 | 3 | 1 | 1 | 2 | 0 | 7 |
| 都市中心部形成保全型 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 6 |
| 商業地形成保全型 | 4 | 2 | 2 | 0 | 0 | 8 |
| シンボル・ランドマーク形成保全型 | 0 | 6 | 2 | 0 | 0 | 8 |
| どちらとも言えない | 1 | 0 | 5 | 5 | 0 | 11 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 |

Q4は、7自治体が無回答

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。(1つのみ選択)

Q5 今後、御自治体の良好な景観形成へ向けた方向性を教えてください。(1つのみ選択)

| Q5 \ Q1 | 力を入れてきた | ある程度配慮してきた | あまり力を入れてこなかった | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
| 力を入れていく | 10 (16.1%) | 5 (8.1%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 16 (25.8%) |
| ある程度配慮していく | 1 (1.6%) | 14 (22.6%) | 16 (25.8%) | 6 (9.7%) | 0 (0%) | 37 (59.7%) |
| あまり力を入れない | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) |
| どちらとも言えない | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 5 (8.1%) | 2 (3.2%) | 0 (0%) | 8 (12.9%) |
| その他 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 合計 | 11 (17.7%) | 20 (32.3%) | 22 (35.5%) | 9 (14.5%) | 0 (0%) | 62 (100%) |

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。(1つのみ選択)

Q6 今後、良好な景観形成へ向けた取り組みを行う場合、御自治体は、どのような点を重視して実施されるか教えてください。(3つまで複数回答可)

| Q6 \ Q1 | 力を入れてきた | ある程度配慮してきた | あまり力を入れてこなかった | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|--------------|---------|------------|---------------|-----------|-----|----|
| 地域住民の共通資産 | 10 | 17 | 11 | 6 | 0 | 44 |
| 行政の責務 | 1 | 5 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| 地域イメージの向上や確立 | 7 | 11 | 16 | 5 | 0 | 39 |
| 経済的效果 | 5 | 8 | 5 | 3 | 0 | 21 |
| どちらとも言えない | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。(1つのみ選択)

Q7 今後、良好な景観形成へ向けた取り組みを行う場合、御自治体は、どのような点が課題となるとお考えか教えてください。(3つまで複数回答可)

| Q7 \ Q1 | 力を入れてきた | ある程度配慮してきた | あまり力を入れてこなかった | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|----------------------|---------|------------|---------------|-----------|-----|----|
| 地域のコンセンサス | 7 | 17 | 16 | 6 | 0 | 46 |
| 住民の具体的活動 | 10 | 11 | 9 | 3 | 0 | 33 |
| 財源の維持確保 | 8 | 12 | 10 | 3 | 0 | 33 |
| 国のリーダーシップや強力な政策誘導・支援 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 4 |
| 県のリーダーシップや強力な政策誘導・支援 | 0 | 1 | 4 | 1 | 0 | 6 |
| 専門的な人材 | 4 | 7 | 9 | 2 | 0 | 22 |
| どちらとも言えない | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| その他 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。(1つのみ選択)

Q8 今後の良好な景観形成のための財源確保の考え方について教えてください。(3つまで複数回答可)

| Q8 \ Q1 | 力を入れてきた | ある程度配慮してきた | あまり力を入れてこなかった | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|--------------|---------|------------|---------------|-----------|-----|----|
| 国の補助金 | 7 | 14 | 11 | 3 | 0 | 35 |
| 県の補助金 | 4 | 7 | 8 | 5 | 0 | 24 |
| 自主財源 | 6 | 5 | 1 | 1 | 0 | 13 |
| 民間資金 | 3 | 4 | 3 | 0 | 0 | 10 |
| ボランティア的な基金 | 2 | 4 | 1 | 3 | 0 | 10 |
| 政府系金融機関の公的融資 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 新たな資金調達・金融手法 | 2 | 2 | 3 | 3 | 0 | 10 |
| どちらとも言えない | 1 | 5 | 6 | 2 | 0 | 14 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

Q8は、1自治体が無回答

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。(1つのみ選択)

Q9 これまでの御自治体の地域内において「良好な景観形成を主導してきた主体(=プレイヤー)」について教えてください。(1つのみ選択)

| Q9 \ Q1 | 力を入れてきた | ある程度配慮してきた | あまり力を入れてこなかった | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
| 行政主導 | 4 (6.5%) | 13 (21.0%) | 9 (14.5%) | 3 (4.8%) | 0 (0%) | 29 (46.8%) |
| 住民主導 | 1 (1.6%) | 2 (3.2%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 4 (6.5%) |
| 専門家主導 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 行政と住民の協働 | 5 (8.1%) | 4 (6.5%) | 3 (4.8%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 12 (19.4%) |
| 主体不在 | 0 (0%) | 0 (0%) | 4 (6.5%) | 2 (3.2%) | 0 (0%) | 6 (9.7%) |
| どちらとも言えない | 1 (1.6%) | 1 (1.6%) | 4 (6.5%) | 2 (3.2%) | 0 (0%) | 8 (12.9%) |
| その他 | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) |
| 無回答 | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 2 (3.2%) |
| 合計 | 11 (17.7%) | 20 (32.3%) | 22 (35.5%) | 9 (14.5%) | 0 (0%) | 62 (100%) |

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。(1つのみ選択)

Q10 今後、御自治体の地域内において「良好な景観を形成するための主体(=プレイヤー)」はどうか教えてください。(1つのみ選択)

| Q10 \ Q1 | 力を入れてきた | ある程度配慮してきた | あまり力を入れてこなかった | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
| 行政主導 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 住民主導 | 3 (4.8%) | 6 (9.7%) | 5 (8.1%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 15 (24.2%) |
| 専門家主導 | 0 (0%) | 0 (0%) | 2 (3.2%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 2 (3.2%) |
| 行政と住民の協働 | 8 (12.9%) | 14 (22.6%) | 15 (24.2%) | 7 (11.3%) | 0 (0%) | 44 (71.0%) |
| どちらとも言えない | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) |
| その他 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 合計 | 11 (17.7%) | 20 (32.3%) | 22 (35.5%) | 9 (14.5%) | 0 (0%) | 62 (100%) |

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。(1つのみ選択)

Q11 御自治体の「景観法への関心」について教えてください。(1つのみ選択)

| Q11 \ Q1 | 力を入れてきた | ある程度配慮してきた | あまり力を入れてこなかった | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|--------------|-----------|---------------|
| 非常に関心がある | 7 (11.3%) | 6 (9.7%) | 2 (3.2%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 16 (25.8%) |
| 少し関心がある | 4 (6.5%) | 9 (14.5%) | 15 (24.2%) | 5 (8.1%) | 0 (0%) | 33 (53.2%) |
| 関心が無い | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 2 (3.2%) |
| どちらとも言えない | 0 (0%) | 4 (6.5%) | 4 (6.5%) | 3 (4.8%) | 0 (0%) | 11 (17.7%) |
| その他 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 合計 | 11 (17.7%) | 20 (32.3%) | 22 (35.5%) | 9 (14.5%) | 0 (0%) | 62 (100%) |

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。(1つのみ選択)

Q12 御自治体の「景観法の活用可能性」について教えてください。(なお、ここでいう「景観法の活用可能性」とは、御自治体が、景観法上の景観行政団体になるなどして(県との連携も含む)、景観計画の策定、景観地区の指定、景観協定の締結、景観重要建築物の指定保全、景観協議会の設置、景観整備機構などを指定することを意味します)(1つのみ選択) 今後、御自治体の地域内において「良好な景観を形成するための主体(=プレイヤー)」はどうあるべきか教えてください。(1つのみ選択)

| Q12 \ Q1 | 力を入れてきた | ある程度配慮してきた | あまり力を入れてこなかった | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|--------------|-----------|---------------|
| 活用する意向 | 5 (8.1%) | 4 (6.5%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 10 (16.1%) |
| 活用を検討したい | 4 (6.5%) | 8 (12.9%) | 10 (16.1%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 23 (37.1%) |
| 活用する意向はない | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 2 (3.2%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 3 (4.8%) |
| どちらとも言えない | 2 (3.2%) | 7 (11.3%) | 9 (14.5%) | 8 (12.9%) | 0 (0%) | 26 (41.9%) |
| その他 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 合計 | 11 (17.7%) | 20 (32.8%) | 22 (35.5%) | 9 (14.5%) | 0 (0%) | 62 (100%) |

Q5 今後、御自治体の良好な景観形成へ向けた方向性を教えてください。（1つのみ選択）

Q6 今後、良好な景観形成へ向けた取り組みを行う場合、御自治体は、どのような点を重視して実施されるか教えてください。（3つまで複数回答可）

| Q6 \ Q5 | 力を入れていく | ある程度配慮していく | あまり力を入れない | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|--------------|---------|------------|-----------|-----------|-----|----|
| 地域住民の共通資産 | 15 | 26 | 0 | 3 | 0 | 44 |
| 行政の責務 | 4 | 3 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 地域イメージの向上や確立 | 9 | 25 | 1 | 4 | 0 | 39 |
| 経済的效果 | 7 | 11 | 0 | 3 | 0 | 21 |
| どちらとも言えない | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

Q5 今後、御自治体の良好な景観形成へ向けた方向性を教えてください。（1つのみ選択）

Q7 今後、良好な景観形成へ向けた取り組みを行う場合、御自治体は、どのような点が課題となるとお考えか教えてください。（3つまで複数回答可）

| Q7 \ Q5 | 力を入れていく | ある程度配慮していく | あまり力を入れない | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|----------------------|---------|------------|-----------|-----------|-----|----|
| 地域のコンセンサス | 11 | 29 | 1 | 5 | 0 | 46 |
| 住民の具体的活動 | 13 | 18 | 1 | 1 | 0 | 33 |
| 財源の維持確保 | 13 | 15 | 0 | 5 | 0 | 33 |
| 国のリーダーシップや強力な政策誘導・支援 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 県のリーダーシップや強力な政策誘導・支援 | 0 | 4 | 0 | 2 | 0 | 6 |
| 専門的な人材 | 8 | 12 | 0 | 2 | 0 | 22 |
| どちらとも言えない | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 |
| その他 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |

Q5 今後、御自治体の良好な景観形成へ向けた方向性を教えてください。（1つのみ選択）

Q8 今後の良好な景観形成のための財源確保の考え方について教えてください。（3つまで複数回答可）

| Q8 \ Q5 | 力を入れていく | ある程度配慮していく | あまり力を入れない | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|--------------|---------|------------|-----------|-----------|-----|----|
| 国の補助金 | 11 | 21 | 0 | 3 | 0 | 35 |
| 県の補助金 | 5 | 16 | 0 | 3 | 0 | 24 |
| 自主財源 | 9 | 4 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 民間資金 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| ボランティア的な基金 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 政府系金融機関の公的融資 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 新たな資金調達・金融手法 | 3 | 6 | 0 | 1 | 0 | 10 |
| どちらとも言えない | 0 | 9 | 1 | 4 | 0 | 14 |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

Q8は、1自治体が無回答

Q5 今後、御自治体の良好な景観形成へ向けた方向性を教えてください。（1つのみ選択）

Q9 これまでの御自治体の地域内において「良好な景観形成を主導してきた主体（＝プレーヤー）」について教えてください。（1つのみ選択）

| Q9 \ Q5 | 力を入れていく | ある程度配慮していく | あまり力を入れない | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|---------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
| 行政主導 | 7 (11.3%) | 20 (32.3%) | 0 (0%) | 2 (3.2%) | 0 (0%) | 29 (46.8%) |
| 住民主導 | 1 (1.6%) | 3 (4.8%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 4 (6.5%) |
| 専門家主導 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 行政と住民の協働 | 7 (11.3%) | 5 (8.1%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 12 (19.4%) |
| 主体不在 | 0 (0%) | 3 (4.8%) | 0 (0%) | 3 (4.8%) | 0 (0%) | 6 (9.7%) |
| どちらとも言えない | 1 (1.6%) | 5 (8.1%) | 1 (1.6%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 8 (12.9%) |
| その他 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) |
| 無回答 | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 2 (3.2%) |
| 合計 | 16 (25.8%) | 37 (59.7%) | 1 (1.6%) | 8 (12.9%) | 0 (0%) | 62 (100%) |

Q5 今後、御自治体の良好な景観形成へ向けた方向性を教えてください。（1つのみ選択）

Q10 今後、御自治体の地域内において「良好な景観を形成するための主体（＝プレーヤー）」はどうか教えてください。（1つのみ選択）

| Q10 \ Q5 | 力を入れていく | ある程度配慮していく | あまり力を入れない | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|---------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
| 行政主導 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 住民主導 | 5 (8.1%) | 8 (12.9%) | 1 (1.6%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 15 (24.2%) |
| 専門家主導 | 0 (0%) | 2 (3.2%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 2 (3.2%) |
| 行政と住民の協働 | 11 (17.7%) | 27 (43.5%) | 0 (0%) | 6 (9.7%) | 0 (0%) | 44 (71.0%) |
| どちらとも言えない | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) |
| その他 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 合計 | 16 (25.8%) | 37 (59.7%) | 1 (1.6%) | 8 (12.9%) | 0 (0%) | 62 (100%) |

Q5 今後、御自治体の良好な景観形成へ向けた方向性を教えてください。(1つのみ選択)

Q11 御自治体の「景観法への関心」について教えてください。(1つのみ選択)

| Q11 \ Q5 | 力を入れていく | ある程度配慮していく | あまり力を入れない | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|-----------|----------------------|----------------------|--------------------|---------------------|------------------|---------------------|
| 非常に関心がある | 12 (19.4%) | 4 (6.5%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 16 (25.8%) |
| 少し関心がある | 4 (6.5%) | 26 (41.9%) | 0 (0%) | 3 (4.8%) | 0 (0%) | 33 (53.2%) |
| 関心がない | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 2 (3.2%) |
| どちらとも言えない | 0 (0%) | 6 (9.7%) | 1 (1.6%) | 4 (6.5%) | 0 (0%) | 11 (17.7%) |
| その他 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 合計 | 16 (25.8%) | 37 (59.7%) | 1 (1.6%) | 8 (12.9%) | 0 (0%) | 62 (100%) |

Q5 今後、御自治体の良好な景観形成へ向けた方向性を教えてください。(1つのみ選択)

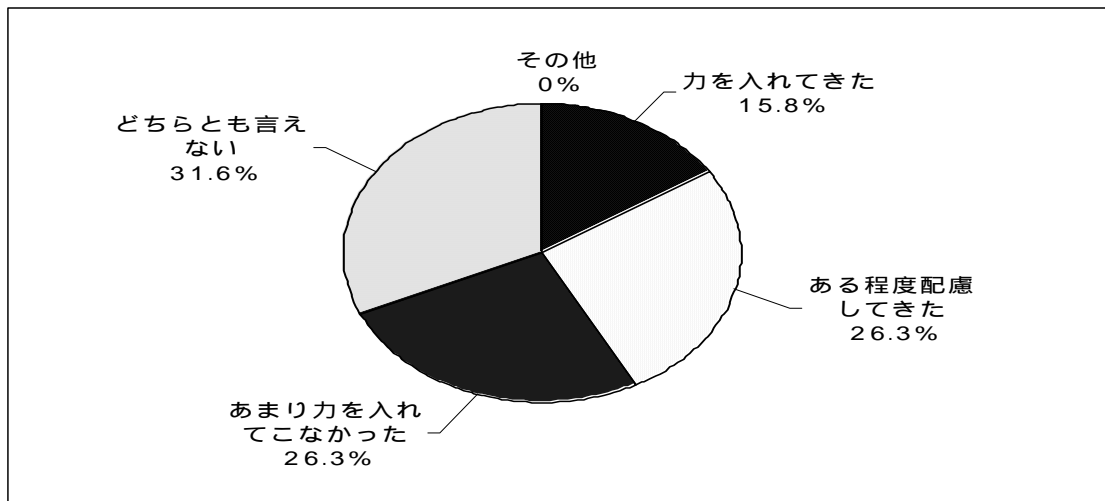
Q12 御自治体の「景観法の活用可能性」について教えてください。(なお、ここでいう「景観法の活用可能性」とは、御自治体が、景観法上の景観行政団体になるなどして(県との連携も含む)、景観計画の策定、景観地区の指定、景観協定の締結、景観重要建築物の指定保全、景観協議会の設置、景観整備機構などを指定することを意味します)(1つのみ選択) 今後、御自治体の地域内において「良好な景観を形成するための主体(=プレイヤー)」はどうあるべきか教えてください。(1つのみ選択)

| Q12 \ Q5 | 力を入れていく | ある程度配慮していく | あまり力を入れない | どちらとも言えない | その他 | 合計 |
|-----------|----------------------|----------------------|--------------------|---------------------|------------------|---------------------|
| 活用する意向 | 9 (14.5%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 10 (16.1%) |
| 活用を検討したい | 6 (9.7%) | 16 (25.8%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 23 (37.1%) |
| 活用する意向はない | 0 (0%) | 1 (1.6%) | 0 (0%) | 2 (3.2%) | 0 (0%) | 3 (4.8%) |
| どちらとも言えない | 1 (1.6%) | 19 (30.6%) | 0 (0%) | 6 (9.7%) | 0 (0%) | 26 (41.9%) |
| その他 | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |
| 合計 | 16 (25.8%) | 37 (59.7%) | 1 (1.6%) | 8 (12.9%) | 0 (0%) | 62 (100%) |

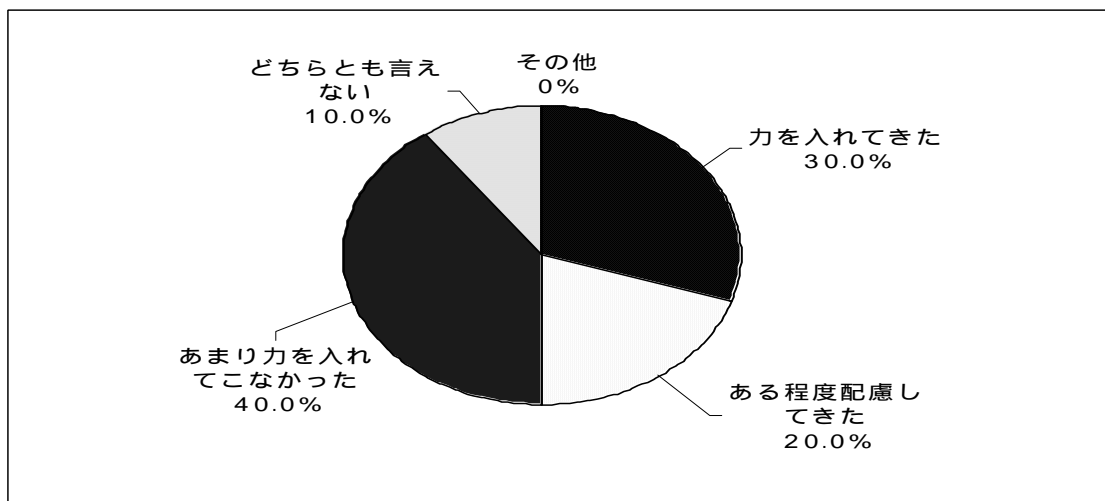
5 . アンケート回答結果 (県別集計)

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。(1つのみ選択)

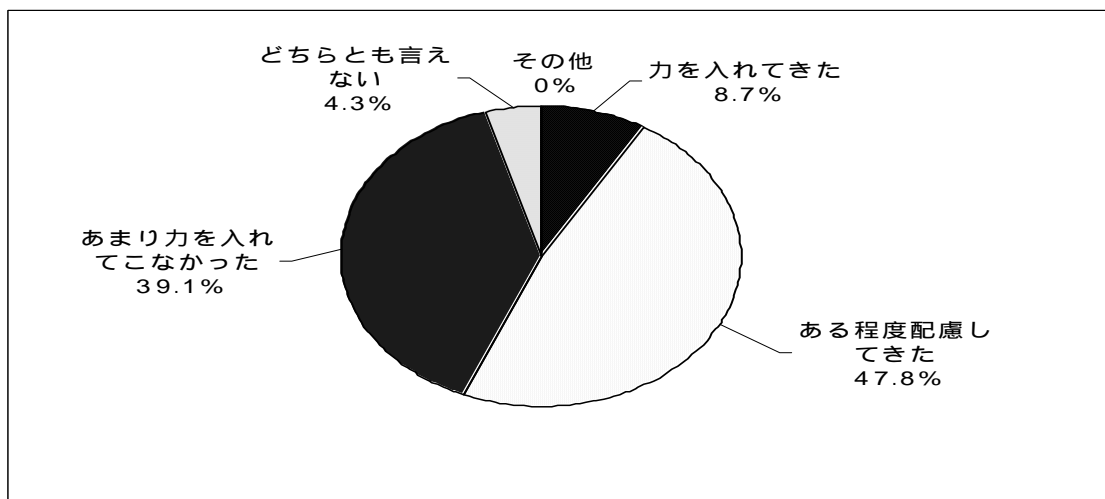
<富山県>



<石川県>

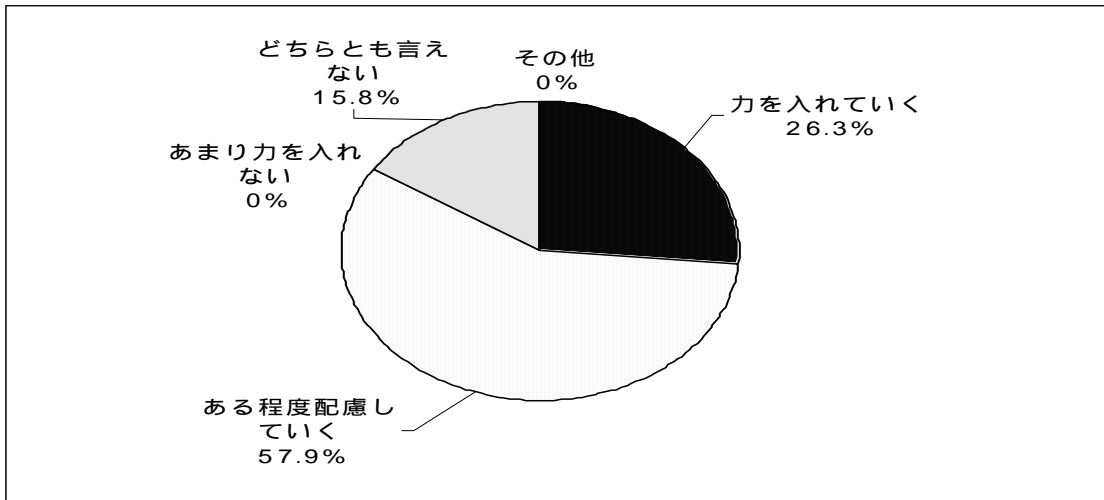


<福井県>

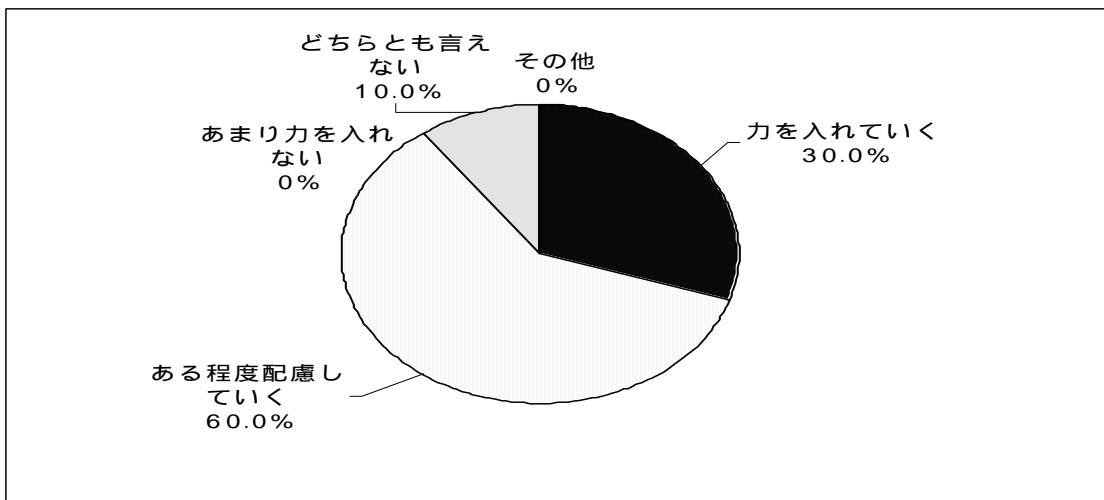


Q5 今後、御自治体の良好な景観形成へ向けた方向性を教えてください。(1つのみ選択)

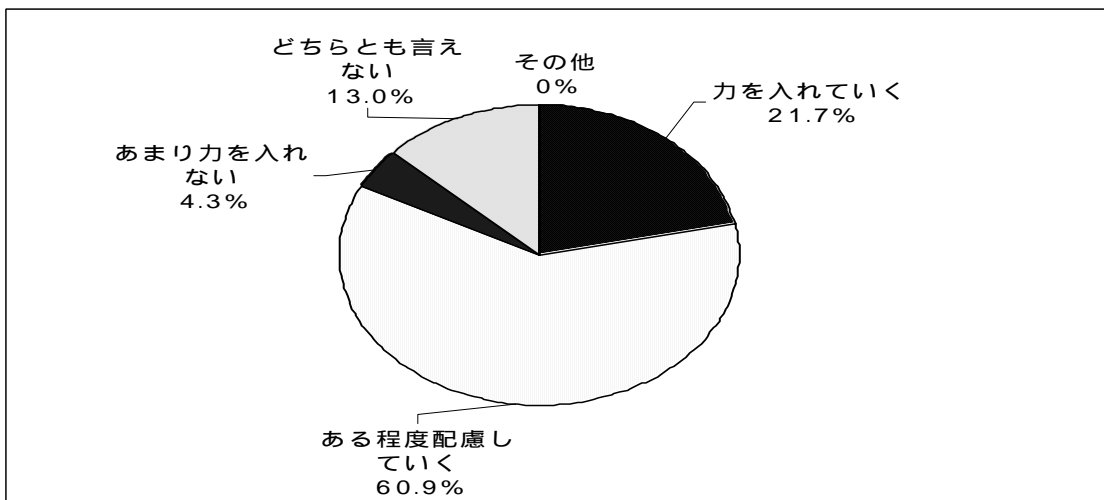
<富山県>



<石川県>

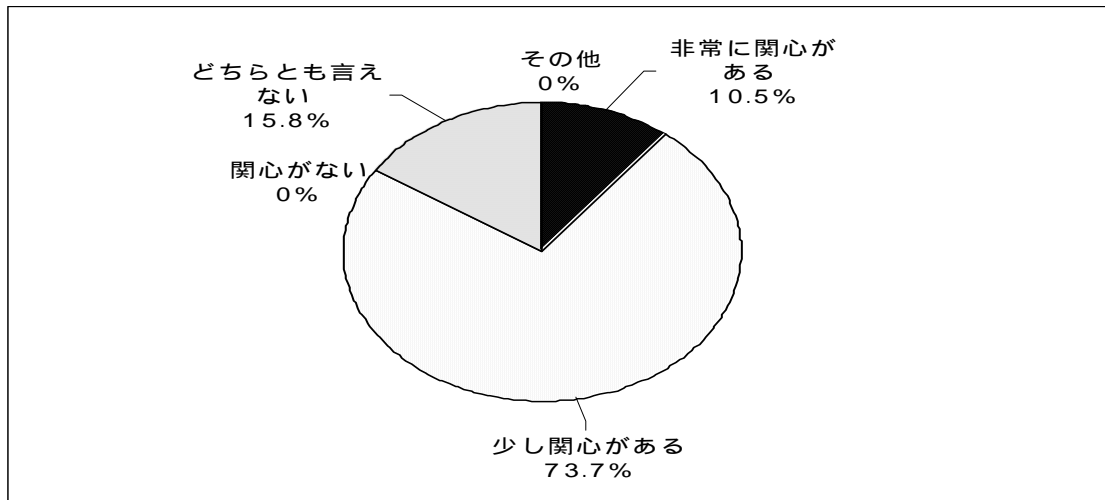


<福井県>

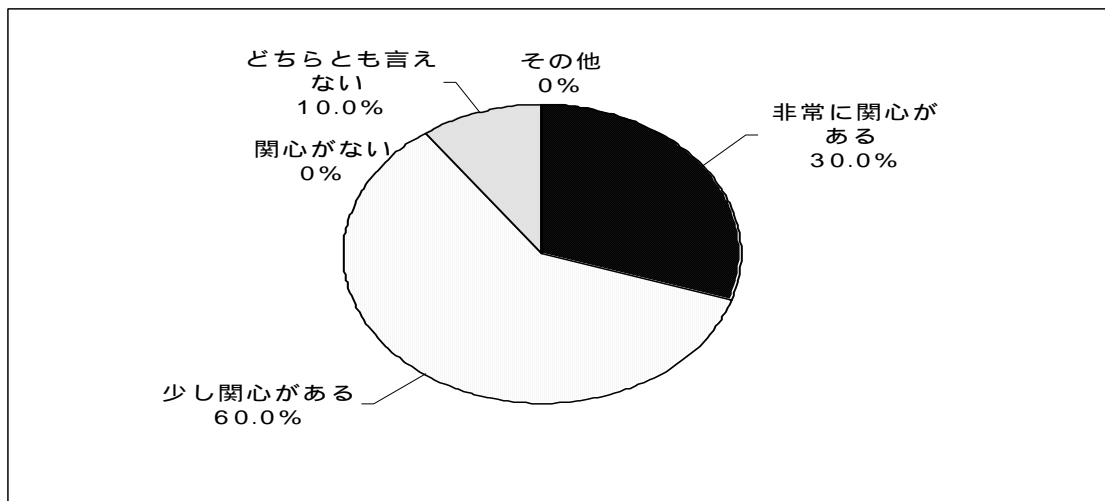


Q11 御自治体の「景観法への関心」について教えてください。(1つのみ選択)

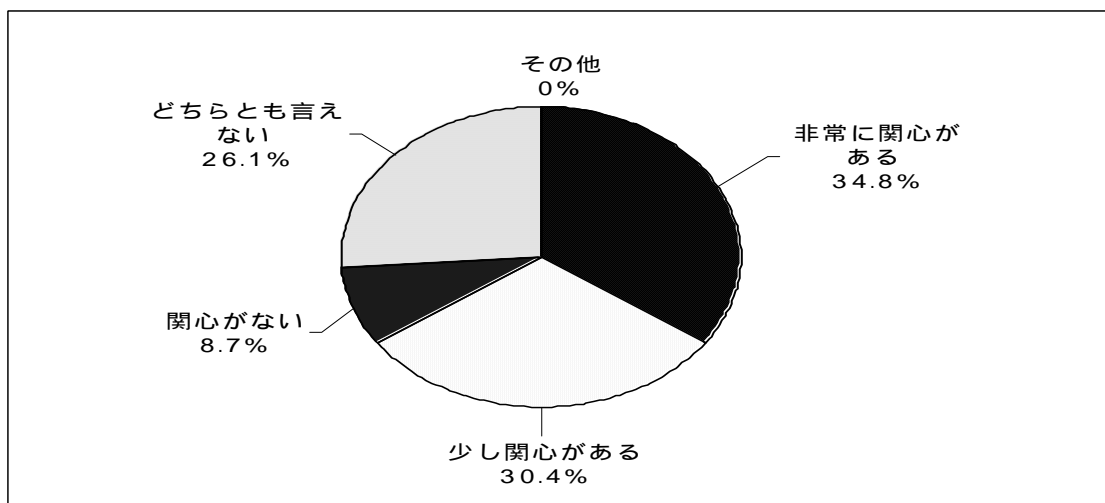
<富山県>



<石川県>

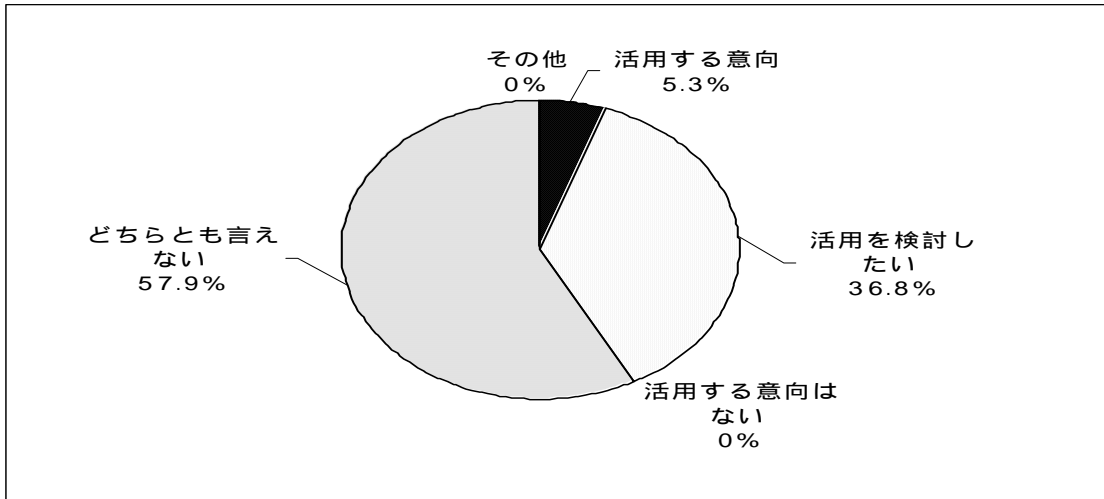


<福井県>

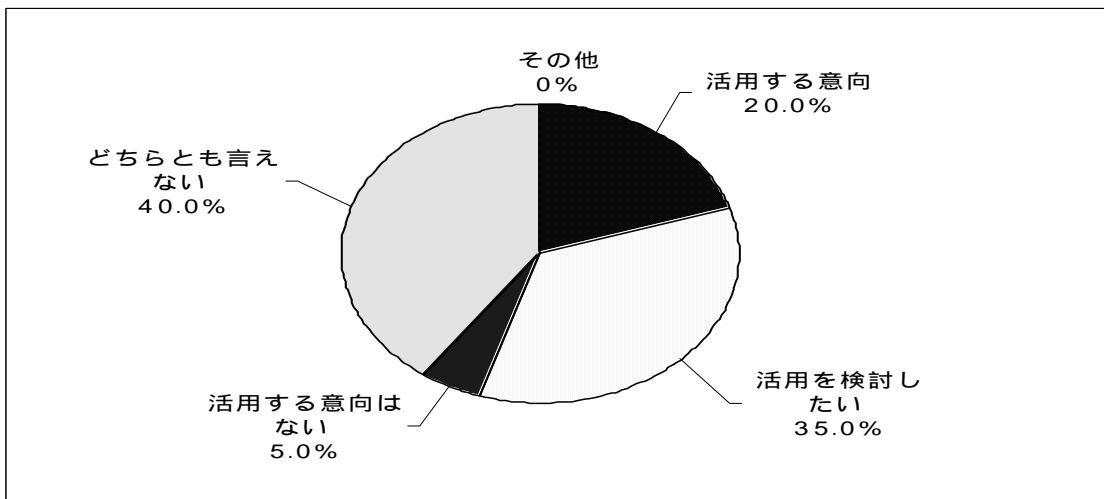


Q12 御自治体の「景観法の活用可能性」について教えてください。（なお、ここでいう「景観法の活用可能性」とは、御自治体が、景観法上の景観行政団体になるなどして（県との連携も含む）、景観計画の策定、景観地区の指定、景観協定の締結、景観重要建築物の指定保全、景観協議会の設置、景観整備機構などを指定することを意味します）（1つのみ選択）

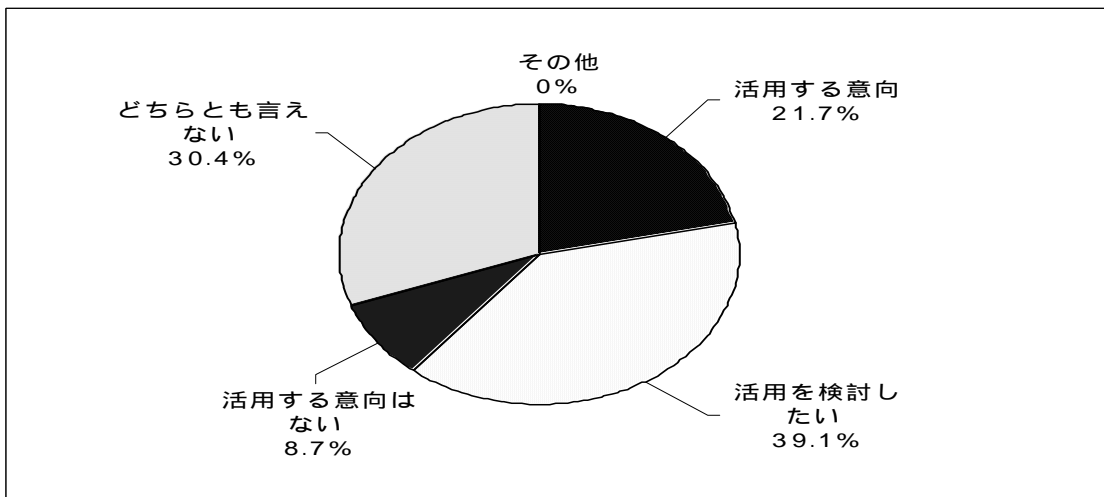
<富山県>



<石川県>



<福井県>

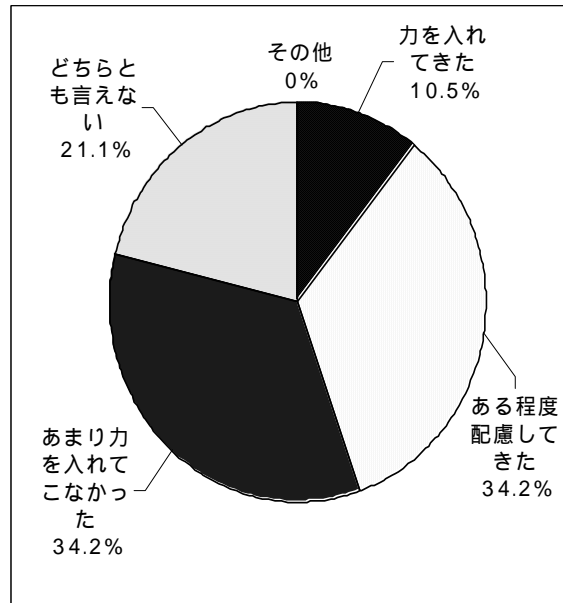
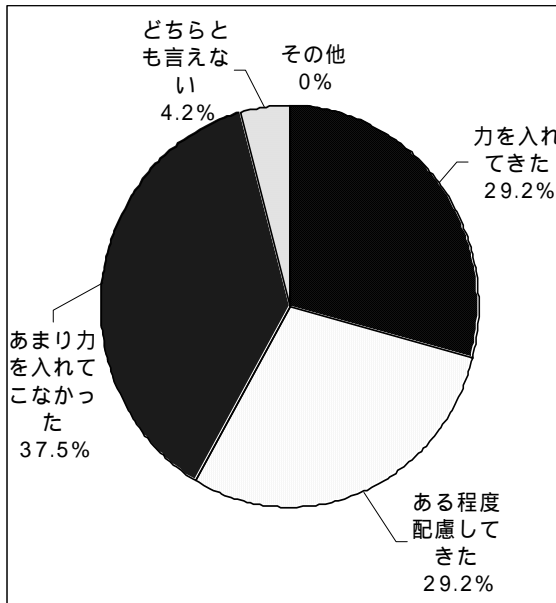


6 . アンケート回答結果 (規模別集計)

Q1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。（1つのみ選択）

<県市>

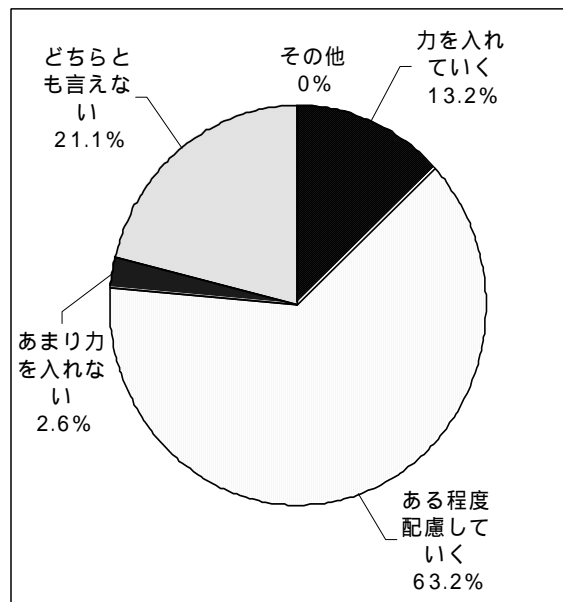
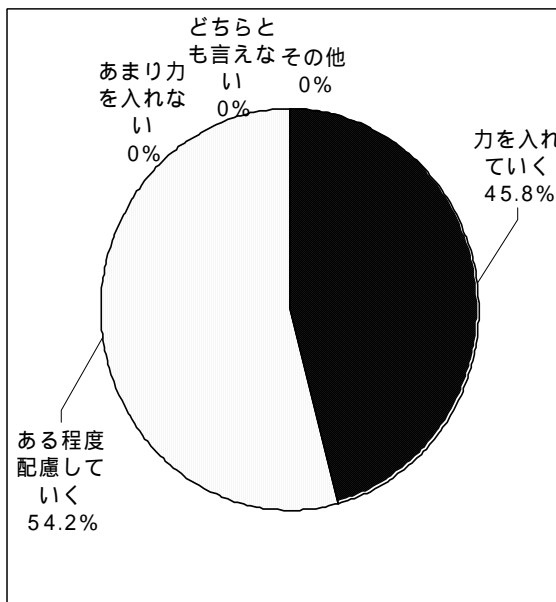
<町村>



Q5 今後、御自治体の良好な景観形成へ向けた方向性を教えてください。（1つのみ選択）

<県市>

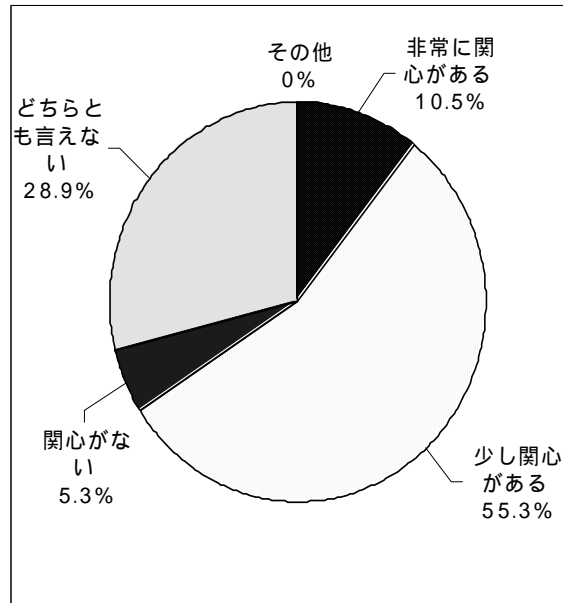
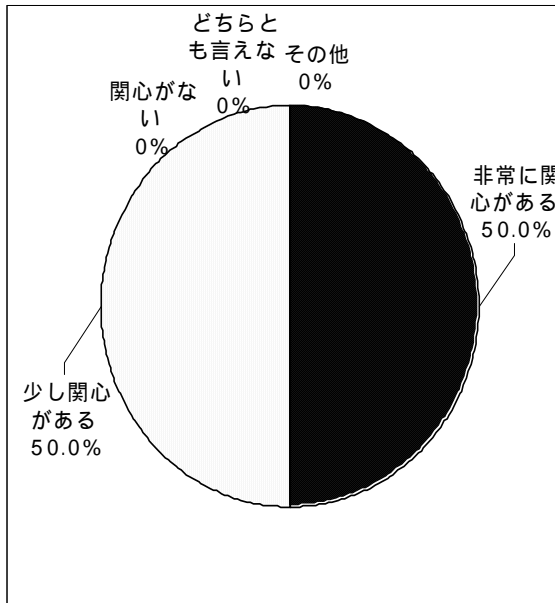
<町村>



Q11 御自治体の「景観法への関心」について教えてください。(1つのみ選択)

< 県市 >

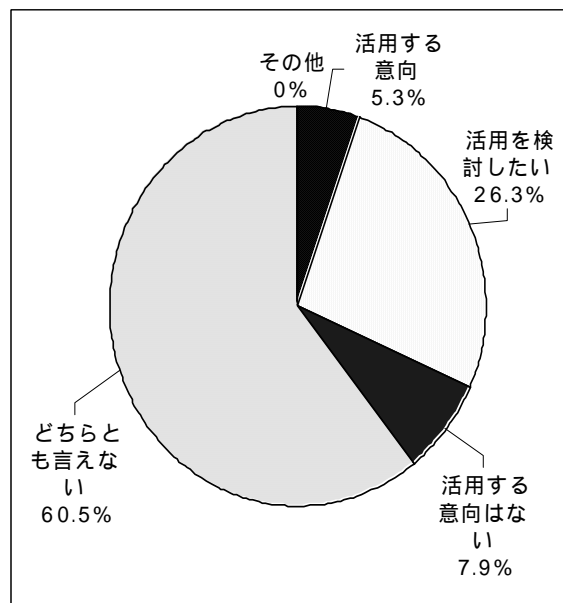
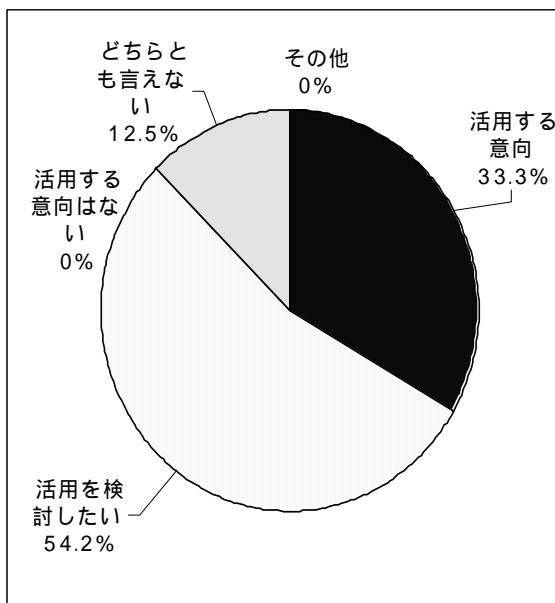
< 町村 >



Q12 御自治体の「景観法の活用可能性」について教えてください。(なお、ここでいう「景観法の活用可能性」とは、御自治体が、景観法上の景観行政団体になるなどして(県との連携も含む)、景観計画の策定、景観地区の指定、景観協定の締結、景観重要建築物の指定保全、景観協議会の設置、景観整備機構などを指定することを意味します)(1つのみ選択)

< 県市 >

< 町村 >



7 . アンケート依頼用紙

平成 16 年 10 月

各 位

日本政策投資銀行北陸支店

「北陸地域の自治体による景観保全・創造に関する調査」

ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私ども日本政策投資銀行では、地域の自立的発展をお手伝いする政府系金融機関として、地域の特性をいかした「まちづくり」などについて自治体や地域の皆様への情報のご提供などを実施しております。本年 6 月、良好な景観保全・創造を目指す「景観法」が成立し、全国各地で景観への意識が高まりつつあります。北陸地域の各自治体の皆様にとっても、良好な景観保全・創造は、重要なテーマの一つであると考えられます。こうした中、現在、北陸地域の各自治体の皆様が、どのように景観法の活用や景観保全・創造へ向けた取り組みをご検討されているのかをアンケート形式でおうかがいし、良好な景観形成のための課題の把握やアイデア創出などに役立てていただこうと考えております。

つきましては、ご多用のところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨にご理解をいただき、ご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

(日本政策投資銀行のご案内)

- ・日本政策投資銀行は、全額政府出資の総合政策金融機関です。
(平成 15 年度末資本金 1.2 兆円・貸出金残高 14.8 兆円・平成 16 年度投融資計画額 1.2 兆円)
- ・わが国経済社会の持続的発展に寄与することを目的として、次のような業務を行っております。
 - (1) 経済活力の向上、豊かな国民生活の実現、地域経済の自立的発展に資するプロジェクトへの出融資
 - (2) 事業化ノウハウを要するプロジェクトへの企画段階からのきめ細かな支援
 - (3) 内外の経済・産業・地域動向等に関する調査やセミナー開催などの情報発信

(ホームページアドレス : <http://www.dbj.go.jp/>)

「北陸地域の自治体による景観保全・創造に関する調査」
調査方法

はじめに

このアンケートは、北陸地域（富山県・石川県・福井県）の下記自治体を対象に実施するものです（11月1日時点における、北陸地域の全ての自治体3県27市54町16村を対象）。

（<富山県> 富山県・富山市・高岡市・新湊市・魚津市・氷見市・滑川市・黒部市・砺波市・小矢部市・南砺市・大沢野町・大山町・舟橋村・上市町・立山町・宇奈月町・入善町・朝日町・八尾町・婦中町・山田村・細入村・小杉町・大門町・下村・大島町・福岡町
<石川県> 石川県・金沢市・七尾市・小松市・輪島市・珠洲市・加賀市・羽咋市・松任市・かほく市・山中町・根上町・寺井町・辰口町・川北町・美川町・鶴来町・野々市町・河内村・吉野谷村・鳥越村・尾口村・白峰村・津幡町・内灘町・富来町・志雄町・志賀町・押水町・鳥屋町・鹿島町・鹿西町・穴水町・門前町・能都町・柳田村・内浦町
<福井県> 福井県・福井市・敦賀市・武生市・小浜市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・美山町・松岡町・永平寺町・上志比村・和泉村・三国町・丸岡町・春江町・坂井町・今立町・池田町・南条町・今庄町・河野村・朝日町・宮崎村・越前町・越廼村・織田町・清水町・三方町・美浜町・上中町・名田庄村・高浜町・大飯町

調査結果ならびに分析は調査レポートとして公表し、同レポートをご担当者に送付させていただきます。

ご回答いただく担当者に関する記入事項は、連絡の目的以外で利用することは一切ございません。
また、個別の回答の内容を公表することはございません。

ご記入に際してのお願い

ご回答は、特に断りのない限り該当する番号を でお囲み下さい。

ただし、「その他」を選ばれた場合は、（ ）内に具体的内容をご記入下さい。

ご回答の返信について

お手数ですが、ご記入いただいたアンケート用紙は、同封の返信用封筒（切手貼付済み）にて、11月1日（月）までにご投函下さいますようお願い申し上げます。

お問い合わせ

本アンケートにつきましてご不明な点などございましたら、以下の担当者までご連絡下さい。

（担当者） 日本政策投資銀行 北陸支店
企画調査課 西山（076-221-9859）

< アンケート用紙 >

(1) これまでの御自治体による「良好な景観形成」へ向けた取り組みについて教えてください。

Q 1 これまでの御自治体の良好な景観形成への取り組みを教えてください。(1 つのみ選択)

景観形成に力を入れてきた。

景観形成にある程度配慮してきた。

あまり景観形成に力を入れてこなかった。

どちらとも言えない。

その他()

Q 2 これまでの御自治体の良好な景観形成のための具体的な取り組みを教えてください。(複数回答可)

景観基本方針、建築行為に関するガイドラインなどを策定。

景観形成に寄与する事業・建築物に補助金を付与。

景観形成に寄与する事業・建築物に税制優遇措置を付与。

景観形成に尽力する TMO、NPO、まちづくり団体などに対して補助金を付与するなどして支援。

景観に関する表彰制度を実施。

具体的な施策はなし。

その他()

Q 3 これまで、御自治体が Q 2 の具体的な取り組みを行う際に活用してきた制度等を教えてください。(複数回答可)

重要伝統的建造物群保存地区制度などの国の制度。

景観条例などの自主条例。

国の補助事業。

県の補助事業。

適宜、裁量的に具体的な取り組みを実施。

どちらとも言えない。

その他()

Q 4 これまで、御自治体は具体的にどのような地区や分野で力を入れて取り組んできたか、下記タイプでいえほどのタイプにあてはまるか教えてください。(3 つまで複数回答可)

歴史文化保全型(既存の良好な歴史的・文化的な街並み・景観を保全)

自然保全型(既存の良好な自然景観を保全)

住宅地保全型(既存の住宅地における良好な景観を保全)

住宅地形成型(新規の住宅開発等に合わせ良好な景観を形成)

都市中心部形成保全型(都市の中核機能が集積するような中心部において良好な景観を形成保全)

商業地形成保全型(商店街などの商業地区の街並み・景観を形成保全)

シンボル・ランドマーク形成保全型(大通りなどのシンボリック景観、ランドマーク的建築物を形成保全)

どちらとも言えない。

その他()

(2) 今後の御自治体による「良好な景観形成」へ向けた取り組みについて教えてください。

Q 5 今後、御自治体の良好な景観形成へ向けた方向性を教えてください。(1 つのみ選択)

景観形成に力を入れていく。

景観形成にある程度配慮していく。

あまり景観形成に力を入れない。

どちらとも言えない。

その他()

Q 6 今後、良好な景観形成へ向けた取り組みを行う場合、御自治体は、どのような点を重視して実施されるか教えてください。(3 つまで複数回答可)

良好な景観は「地域住民の共通資産」であるという考え方。

良好な景観形成は「行政の責務」であるという考え方。

良好な景観形成に伴う「地域イメージ」の向上や確立を期待。

良好な景観形成に伴う「経済的効果」を期待(特に観光客増加、交流人口拡大、商店街売上増加など)。

どちらとも言えない。

その他()

Q 7 今後、良好な景観形成へ向けた取り組みを行う場合、御自治体は、どのような点が課題となってくるとお考えか教えてください。(3 つまで複数回答可)

良好な景観を形成することに対する「地域のコンセンサス」が必要。

良好な景観形成活動を担う「NPO などの住民組織や住民の具体的活動」が必要。

良好な景観形成に伴い生じる「財源」を維持確保していくことが必要。

景観法など「国のリーダーシップや強力な政策誘導・支援」が必要。

「県のリーダーシップや強力な政策誘導・支援」が必要。

行政にも良好な景観形成に向けた企画立案や実施を担う「専門的な人材」が必要。

どちらとも言えない。

その他()

Q 8 今後の良好な景観形成のための財源確保の考え方について教えてください。(3 つまで複数回答可)

国の補助金を活用していきたい。

県の補助金を活用していきたい。

自治体の自主財源を活用していきたい。

民間資金を活用していきたい。

景観基金など住民や地元経済界などによるボランティア的な基金を活用していきたい。

政府系金融機関の公的融資制度などを活用していきたい。

既存の資金調達手法ではなく、良好な景観形成のための新たな資金調達・金融手法に期待したい。

どちらとも言えない。

その他()

(3) 御自治体の地域内における「景観保全・創造の主体(=プレーヤー)」について教えてください。

Q9 これまでの御自治体の地域内において「良好な景観形成を主導してきた主体(=プレーヤー)」について教えてください。(1つのみ選択)

- 行政が主導。
- まちづくりNPO法人、住民協議会など住民が主導。
- まちづくりコンサルタントなどの専門家が主導。
- 行政と住民などが協働して進めてきている。
- 主体が不在。
- どちらとも言えない。
- その他()

Q10 今後、御自治体の地域内において「良好な景観を形成するための主体(=プレーヤー)」はどうあるべきか教えてください。(1つのみ選択)

- 行政が主導する形が望ましい。
- まちづくりNPO法人、住民協議会など住民が主導する形が望ましい。
- まちづくりコンサルタントなどの専門家が主導する形が望ましい。
- 行政と住民などが協働して進める形が望ましい。
- どちらとも言えない。
- その他()

(4) 御自治体の「景観法」に対する認識について教えてください。

Q11 御自治体の「景観法への関心」について教えてください。(1つのみ選択)

- 非常に関心がある。
- 少し関心がある。
- 関心がない。
- どちらとも言えない。
- その他()

Q12 御自治体の「景観法の活用可能性」について教えてください。(なお、ここでいう「景観法の活用可能性」とは、御自治体が、景観法上の景観行政団体になるなどして(県との連携も含む)景観計画の策定、景観地区の指定、景観協定の締結、景観重要建築物の指定保全、景観協議会の設置、景観整備機構などを指定することを意味します)(1つのみ選択)

- 活用する意向。
- 活用を検討したい。
- 活用する意向はない。
- どちらとも言えない。
- その他()

- | |
|---|
| (1) 活用する意向、活用を検討したい、どちらとも言えない、その他、をご選択の場合、 <u>Q14、Q15へお進み下さい。</u> |
| (2) 活用する意向はない、をご選択の場合、 <u>Q13へお進みいただき、その後、Q14、Q15へお進み下さい。</u> |

Q13 何故、景観法を活用する意向はないか教えてください。(1つのみ選択)

現在、良好な景観を保全・創造することは行政上の課題ではない。

現在、実施している施策で十分である。

景観法の内容が把握できないため。

景観法の効果が見込めないため。

どちらとも言えない。

その他()

(5) 自由なご意見を教えてください。

Q14 御自治体が、良好な景観形成を実現するためのポイントや課題と考えられておられることがございましたら、ご自由にご記入下さい。



Q15 良好な景観形成に向けて、日本政策投資銀行などの関係機関への要望、意見などがございましたら、ご自由にご記入下さい。

恐れ入りますが、以下にご記入下さい。

(調査レポートの送付、ご回答に関して確認が必要となったときにこちらからご連絡するため以外には、一切利用いたしません。)

自治体名 _____

部署名 _____

電話番号 _____

ご担当者名 _____

ご協力ありがとうございました。



DBJ

日本政策投資銀行
Development Bank of Japan

北陸支店

〒920-0937 金沢市丸の内4番12号

金沢中央ビル

TEL.076-221-3211(代表)

インターネットアドレス <http://www.dbj.go.jp>